【令和3年度 政策・調整会議】

件 名:「資産マネジメント第3期実施方針の方向性」について

日 時:令和3年8月24日(火)10:15~10:30

場 所:第3庁舎7階 災害対策本部事務局室

●付議理由

令和4 (2022) 年度から令和13 (2031) 年度までの10年間を取組期間とする「資産マネジメント第3期実施方針」の策定に向けて、方向性に基づき、第3期取組期間において取り組む資産マネジメントの内容や、本市公共施設(公共施設・インフラ施設)における施設分類別の方向性の検討、調整に取り組むため。

●付議概要

- 1 第3期実施方針策定の趣旨
 - ・今後、令和 12 (2030) 年頃に見込まれる人口減少への転換やこれまでにない厳しい財政環境、公共施設の維持管理・更新に係る将来世代の負担や長期的な経費見込等を総合的に踏まえ、資産保有の最適化への重点的な取組や、短期 (5年)・中期 (10年)・長期 (30年程度)的視点からの資産マネジメントの取組を進めるため、「資産マネジメント第3期実施方針」を策定する。
- 2 第3期取組期間における取組全体の方向性
 - ・「『資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方について」に基づき、施設の多目的化及び複合化や、「機能重視」の考え方への転換に伴う施設配置等の取組を進める。
 - ・新型コロナウイルス感染症や大規模自然災害等、本市を取り巻く環境変化に対応した取組を進める。
- 3 各戦略の方向性
- (1) 資産保有の最適化

公共建築物総量について、中期においては増加の抑制、長期においては削減を図る。

- ・庁内における考え方の浸透や、市民が理解を深める取組を実施する。
- ・地域ごとの施設の方向性を整理し、施設分類、地域ごとの資産保有の最適化を推進する。
- ・本市ホール機能を有する施設等に関する最適配置等について、庁内横断的に検討する。
- (2) 施設の長寿命化

これまでの考え方では長寿命化の対象とする施設に対しても、資産保有の最適化を検討する。また、長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位について適切な対策を検討する。

- ・長寿命化工事以外の大規模な改修を長寿命化工事と併せて行うなど、効率的な取組を推進する。
- ・公共施設の修繕、更新などの際にユニバーサルデザイン化を推進する。
- ・インフラ施設については、各施設の特性や需要を踏まえ、施設の長寿命化を推進する。
- (3) 財産の有効活用

「民間活用(川崎版 PPP)推進方針」に基づく民間活用手法採用等により、一層の取組展開を図る。

●結論

案のとおり了承。